第 1 回 上牧町第 8 期障害福祉計画策定委員会 議事録

日時：2026 年 7 月 27 日（月）

場所：2000 年会館

1. 開会・委嘱状交付・委員紹介

定刻により、事務局（福祉課）の司会進行のもと開会。上牧町まちづくり基本条例第 33 条第 2 項に基づき本委員会は原則公開とされ、また上牧町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会規則第 5 条第 2 項に基づく定足数（委員の過半数）を、本日の出席者 13 名により満たしていることが確認され、成立が宣言された。

委員を代表して上牧町聴覚障害者協会・二宮委員へ委嘱状が交付された。

続いて、出席委員及び事務局職員自己紹介が行われた。

2. 委員長・副委員長の選任

事務局より、委員長に植村委員（上牧町社会福祉協議会）、副委員長に大前委員（奈良県統括アドバイザー）を選任する案が提案され、委員一同異議なく承認された。以後の議事進行は、規則第 5 条第 1 項に基づき植村委員長が議長を務めることとなった。

3. 議事

（1）第 7 期障害福祉計画の検証について

事務局より、資料 1 に基づき、第 7 期障害福祉計画（令和 6〜8 年度）の検証についての説明が行われた。人口・手帳所持者数の状況、成果目標の実績（施設入所者の地域生活移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備、一般就労への移行、障がい児支援の提供体制整備、相談支援体制の充実・強化）、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの実績、地域生活支援事業の実施状況等について説明があった。

【質疑応答】

山田委員：実績報告にある A・B・C という評価は、どのような基準で付けられているのか。

事務局：計画の検証にあたり、数値に対する評価をアルファベットで付けている。A は達成、B は達成に向けて進んでいるが課題が残っている状態、C は全く取り組みが進められていない状態を示す。

山田委員：この A・B・C の基準は上牧町で独自に定めたものか。

事務局：事務局で設定したものだが、検証委員会において「これは B ではないか」「C ではないか」といった意見があれば、その場で修正する形で検証を行った。

中村委員：人手不足や報酬水準の問題により、同行援護等では利用者・従事者双方の高齢化が進み、利用率が下が

っている状況にあると思う。「未達成」となっている項目に、こうした影響はあるのか。

事務局：現場や相談員からの情報として、居宅介護（ヘルパー）や通院介助等のサービスについて、ここ 2～3 年、事業者が見つからないという相談が増えている。上牧町・河合町の事業者に確認すると「手一杯」との声が多い一方、他自治体の事業者には余力がある場合もあり、そちらへつなぐこともある。全体として担い手の確保が難しくなっていると感じている。

西村委員：以前に比べ事業所の新規参入の話を聞かなくなった。特に精神障がいへの理解が十分でない事業所職員が多く、精神障がいのある方の受け入れを断る事業所もある。職員向けの学びの機会を増やしてほしい。

西村委員：資料 8 ページの地域生活支援拠点について、「一室」を3障がい（身体・知的・精神）が利用できるのか。また、協議を進めるとされている「専門部会」とは何か。

事務局：自立支援協議会の「くらし部会」で意見を伺う予定。整備予定の建物が住宅法人によるものであるため、対象とする障がい種別については専門性の観点から協議課題となる。まずは在友会（療育に強みを持つ法人）を軸に 1 拠点を立ち上げ、そこから面的整備を波及させていく考えであり、対象範囲は今後の協議課題である。

事務局：精神障がいに関するヘルパーの学習機会という課題はご指摘のとおりと認識している。また、支援者との相性が合わず「事業所を変えてほしい」という要望や、希望する時間帯に対応できる事業者が限られるといったマッチングの難しさもあり、担い手確保が難しくなっている一因と考えている。

植村委員長：以前は支援者の人数に余裕があり調整も利きやすかったが、現在はヘルパーの高齢化が進み（最年少でも 50 代半ば程度）、猛暑の中での稼働など体力面の懸念もある。全体的に供給量の確保が難しくなってきていると感じる。

竹原委員：圏域で設置予定の基幹相談支援センターは、いわゆる「中核機関」に相当するものと考えてよいか。

事務局：その理解でよい。委託相談支援事業所は住民からの一般的な相談を受ける役割であるのに対し、基幹相談支援センターは、委託相談支援事業所や地域の相談支援事業所を指導・バックアップし、地域の相談員が相談できる機能を担うセンターとして想定している。

（2）計画策定の要点整理について

資料 2 に基づき、国の第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画に係る基本指針のうち市町村に関連する要点についての説明を行った。計画期間（令和 9 年 4 月～令和 12 年 3 月の 3 か年）、指針の主なポイント（人材確保・生産性の向上、望まないセルフプランの解消、インクルージョンの推進、就労選択支援の導入等）、関連法制度の動向（手話施策推進法、高次脳機能障害者支援法、改正障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等）、施設からの地域移行に関する成果目標、就労支援に関する成果目標、障がい児支援（児童発達支援センターの機能整理）、相談支援体制の充実・強化（望まないセルフプランの解消）、地域差の是正、成果目標・活動指標の設定一覧についての説明があった。

【質疑応答】

特段の質疑・意見はなかった。（植村委員長より、次回、具体的な項目が示された段階で改めて意見を伺いたい旨の確認があり、委員一同異議なしとの反応であった。）

（3）団体ヒアリングについて

事務局より、資料 3 に基づき、第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定に関する団体ヒアリング事項書案についての説明が行われた。ヒアリング実施時期（令和 8 年 8～9 月頃を予定）、対象団体（上牧町聴覚障害者協会、身体障害者協議会、手をつなぐ育成会、西和家族会）、ヒアリング項目案（団体の概要・活動状況、障害福祉サービスの提供状況、上牧町の障がい者施策に対する評価・意見、今後力を入れるべき施策）、実施方法（対面によるヒアリングを基本とし、詳細な回答様式の事前記入は求めない方向）についての説明があった。

【質疑応答】

黒松委員：ヒアリングはどのような媒体で行うのか。紙ベースか、メール等か。対面で行われるという理解でよいか。

事務局：対面でのヒアリングを予定している。会場は 2000 年会館等、団体の都合の良い場所へ訪問する形を想定しており、個別の事例なども含めて聞かせていただきたい。

二宮委員：お問い合わせ先としてメールアドレスが記載されているが、入力の手間がかかるため、QR コードを活用してはどうか。フォームを作成し、そこから問い合わせができるようにできないか。

事務局：作成すれば対応は可能と考える。福祉課宛てにメールが届く仕組みになっているため、その点も含めて検討したい。基本的には対面でヒアリングを行い、それ以降の追加意見等をメール等で受け付ける形を想定している。

西村委員：ヒアリングに対応する人数について、一人で回答するには責任も重い。役員の高齢化も進んでおり、内容によっては十分に把握しきれず、責任ある回答が難しい場合もあるが、その点はどう考えればよいか。

事務局：人数については多いほうがありがたく、様々な意見をいただけることを歓迎する。特段の人数制限は設けていない。

植村委員長：人数等について特段の制限はあるか。

事務局：特段の制限はない。事前に案内を行い、日程調整をさせていただく予定である。

中村委員：活動状況等、正確な把握が必要な事項については、当日のヒアリングだけでは対応が難しい。従来のように、あらかじめ調べて記入いただく様式は今回もあるのか、それともなくなるのか。

事務局：様式は用意する。ヒアリングのみで完結させるものではない。

中村委員：文字（書面）によるフォーマットとして提示したほうがよいのではないか。

事務局：新たに把握したい項目については、事前にアナウンスする形にしたい。当日「この人数を教えてほしい」となった場合は、後日改めて提供いただく形でも対応可能と考えている。アンケートに多くの時間を取っていただくよりも、当日の対話の中で伺う方法を重視したい。

西村委員：以前はパソコンで入力できる様式が送付され、それを用いて回答していた記憶がある。今回もそうした希望

を伝えられるとよいと思う。

事務局：案内・日程調整とあわせて事前に連絡する。シートに記入した内容をもとに当日お話しいただく形も可能である。設立年等の基礎的事項は既存の情報を活用できるが、人数など更新が必要な項目については別途対応を検討する。

植村委員長：上牧町身体障害者協議会から、本日、資料の扱いについて相談の連絡があった。全団体共通のフォーマットとして、設立年月日等の必須項目は記入欄を設け、それ以外は自由記述でメモ書き程度でも記載できるようにしておくと、団体側としても記入しやすいのではないか。

事務局：了承した。そうした共通フォーマットの作成を検討する。団体の概要・活動状況にある「課題」や「町に期待すること」については確認しておきたい事項であるため、大枠は事前に示しつつ、詳細はヒアリングの場で聴取する形で進めたい。

（4）その他

委員より特段の質問・確認事項はなかった。事務局より、今後の予定について説明があった。策定委員会は全 4 回の開催を予定しており、第 2 回を令和 8 年 10 月末頃、第 3 回を令和 9 年 1 月、パブリックコメントを経て令和 9 年 2 月、第 4 回（最終）を令和 9 年 3 月に開催する予定である。第 2 回では団体ヒアリングの結果及び 7 町協議を踏まえた成果目標を中心に、第 3 回では各サービスの見込み量等の数値について議論いただく予定である旨の説明があった。

4. 閉会

植村委員長より、次回第 2 回委員会では団体ヒアリングの内容を踏まえ、より具体的な議論を行っていきたい旨の挨拶があり、閉会した。